



諸塚山ヒルクライム

Mt. MOROTSUKA HILLCLIMB

MOROCLIMB 2024

特別規則書

2024年7月28日(日)

参加受付：6月16日（日）～7月21日（日）



オーガナイザー： ルート.10.延岡
後援： 宮崎県東臼杵郡諸塚村

公示

本競技会は、交通法規の順守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通道

徳の涵養及び運転技術の習得を目的として企画されたものである。

第1条 競技会の名称

諸塚山ヒルクライム(モロクライム)2024

第2条 競技種目

4輪自動車によるスピード競技開催規定細則（ヒルクライム競技要領）に準拠したヒルクライ

第3条 オーガナイザー

主催：JAF加盟クラブ ルート.10.延岡 代表者：米良 薫

第4条 大会事務局及び申込場所

〒889-0503 宮崎県延岡市伊形町5171-12
R-10-N事務局 日高 重貴
携帯電話 080-4278-5391 FAX0982-37-3971
メールアドレス jf6gjt@bronze.ocn.ne.jp

第5条 開催日時及び競技スケジュール

開催日	7月28日(日)
ゲートオープン	5:00
第1回審査委員会	5:00-5:20
受付、参加確認	5:30-7:00
コースオープン	6:00-7:30
車検	7:15-8:00
※ライセンス未所有者講習	8:00-8:20
ブリーフィング	8:20-8:40
第1ヒート開始	9:00～
第2ヒート開始	第1ヒート終了90分後（11:30頃予定）
第2回審査委員会	13:30-13:50（予定）
表彰式	14:00（予定）

第6条 競技会開催場所

〒883-1301 宮崎県東臼杵郡諸塚村家代

第7条 大会役員

審査委員長 : 工藤 修一
審査委員 : 日高 重貴

第8条 大会競技役員

競技長 : 米良 薫 副競技長 : 吉田 賢吾
コース委員長 : 曾地 良英 副コース委員長 : 上野 国作

技術委員長	: 高見 順	副技術委員長	: 中村 太亮
計時委員長	: 門村 康生	副計時委員長	: 年見 憲人
救急委員長	: 土田 孝男		
事務局長	: 日高 重貴		

第9条 参加受付及び申込方法

1 受付期間

2024年 6月 16日（日）～ 7月 21日（日）（必着）

参加申込場所 第4条に同じ

※参加料受付は7月7日（日）～7月21日（日）とします。

2 申込方法

所定の参加申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて現金書留にて郵送又はメール、FAXで事務局宛てに送付してください。その場合参加料は下記口座にお振込みください。振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

3 振込先

振込口座 宮崎太陽銀行 延岡中央支店 （普通） 257460

振込名義 ルート.10.延岡 会長 米良薫 （ルートテンノベオカ カイチョウ メラカオル）

第10条 参加料

- | | | |
|----------|---|--------------------------------------|
| 1 エキスパート | : | 1台につき15,000円とする。 |
| 2 ビギナー | : | 1台につき13,000円とする。 |
| 3 学割割引 | : | 全クラス大学生は8,000円とする。申し込み時に学生証の写しを提出の要。 |
| 4 同乗者 | : | 1名まで認める。（3,000円） |
| 5 サービス車両 | : | 1台につき2,000円とする。（積載車は無料） |

第11条 参加者及び競技運転者

- 国内B級以上のライセンス未所有者は「ライセンス未所有者講習」の受講を必須とする。
（当日競技前開催）
- 参加車両を運転するのに有効な運転免許証を保有していること。
- 成人であること。
- 同一車両における重複参加は認める。ただし、同一運転者は1つのクラスにしか参加できない。
- エキスパート/ビギナーはクラスをまたいでのWエントリーはできない。

※エキスパート : 国内B級以上のライセンスを所有しており、参加車両に4点式以上のロールゲージ又はロールバーが装着されている参加者。

ビギナー : エキスパート以外の人

第12条 参加者及び運転者の遵守事項

- 競技運転者はレーシングスーツ着用が望ましい（レーシングスーツが準備出来ない場合は肌の

露出がないよう長袖、長ズボン、グローブ、シューズを着用すること)。

2 ヘルメットはJIS規格以上(自動二輪用、4輪用は問わない)を着用のこと。

第13条 参加台数及び参加受理

1 本競技会の出場台数は、各クラス合わせて100台以内とする。

申し込み台数が上限に達した場合、申込期間中にかかわらず受付を終了する。

2 参加受理はホームページ上で発表する。

第14条 参加車両及び競技クラス区分

1 4輪乗用車であること(国産・外車、MT・ATを問わない)

2 ロールゲージ(ロールバー)：4点式以上のものを推奨する。(エキスパート又はオープンカーは必須)

3 シートベルト：4点式以上のシートベルト装着のこと。

4 マフラー：車検対応のものを推奨する。

5 座席：車検証に記載された乗員分のシートが装着してあること。

6 区分

Kクラス：軽自動車(NA車に限る)

Aクラス：気筒容積1,500cc以下の車両(過給機付きの軽自動車を含む)

Bクラス：気筒容積1,500ccを超え、2,500cc以下の車両

Cクラス：気筒容積2,500ccを超える車両

Rクラス：Cクラスの車両でラリー選手権規定で定められたエアリストラクターを

EVクラス：動力に電力モーターを使用した車両(ハイブリッドカーを含む)

レジェンドクラス：1990年以前に生産された車両で排気量区分なし

※排気量：ターボ、スーパーチャージャーについては排気量に1.7倍を、ロータリーについては1.5倍をかけた数値とする。(ロータリーターボは1.7×1.5倍)

第15条 タイヤ

1 銘柄、サイズの制限なし。一般量販タイヤであって、スリップサインの出ていないものを使用する。

第16条 計時

1 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。

2 自動計測器を使用し、1/10秒まで計測する。

第17条 公式参加受付

1 受付にて参加確認を行うこと(免許証提示のこと)

第18条 公式車両検査及び競技番号・指定ステッカー

1 参加者はオーガナイザーの指示した場所において公式車検を受けること。

- 2 シートベルトの取付状態のチェックを行う。（「レース競技における安全ベルトに関する付則 抜粋」を参照してください。）ボディに固定してあること、ショルダー部はシートの中をとお
- 3 技術委員長より修正を命じられ、その修正を車検時間内に行えない者、もしくは公式車検を受けない者は本競技に参加できない。
- 4 入賞した車両は再車検を行う。これに関する該当車両の仕様、整備解説書等は参加者にて用意すること。再車検に要する工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
- 5 競技番号はオーガナイザーによって指定する。競技番号に対する抗議は一切受け付けない。
- 6 参加車両はオーガナイザーの決めたゼッケン・ステッカー等を所定の位置に貼付てから車検に

第19条 コース試走

- 1 参加予定者は6時から7時30分の間、コンボイ方式でコース内を数回走行できる。
エキスパート及びビギナーはまとめてオフィシャルカーに挟まれて試走する。
ビギナーは、スタート地点を確認しておくこと。
- 2 コース試走の間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。
- 3 試走中のいかなる違反も審査委員会に報告される。

第19a条 コース

エキスパート競技距離は約3km、ビギナー競技距離は約2kmとする。

第20条 ドライバーズブリーフィング

- 1 ドライバーズブリーフィングはHQ前にて行う。
- 2 すべての出走者は、ドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。

第21条 スタート

- 1 スタートはスタンディングスタートとし、エンジンは始動しておくこと。
- 2 スタートはスタートリスト順に1分間隔とする。
ただし、競技者の安全確保のため、競技委員の判断により1分以上の間隔にすることができ
- 3 スタートの方法及び合図は、カウントダウンシステムを使用するとともに、このシステムに同期したフライングチェックシステムを使用したスタート方法とする。（カウントダウンシステムは付則に記載する。）
- 4 競技中、何らかのトラブルにより車両がコース上に停止した場合、停止車両を除去するまで待機車両の出走を停止する。その際、走行中に途中静止させられた車両は、スタート地点に戻

第22条 棄権（リタイア）

- 1 競技会の途中で競技を棄権（リタイア）する場合、または以降の競技に出走しない場合はその旨を競技役員に申し出なければならない。

第23条 罰則

- 1 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は国内競技規則に記載されている条項に従っ

て罰則が適用される。

- 2 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。
- 3 スタートでフライングした場合は、ペナルティとして1秒早出につき10秒加算され
- 4 クッションドラムの接触は1回10秒加算とする。
- 5 スタートして5分以内にゴールできなかったものは、そのヒートが無効としクラス最遅着タイムに60秒を加算したものを与える。
- 6 スタート合図後20秒以内にスタートできないと、そのヒートは無効としクラス最遅着タイムに60秒を加算したものを与える。
- 7 ガードレールや電柱及び標識を破損させた場合失格とする。
- 8 車両の状態が、競技走行に危険だと判断した場合失格とする。（抗議は受け付けない）

第24条 順位決定

- 1 順位の決定は、2本走行し、その合計タイムの速い順に決定される。
- 2 同タイムの場合は、以下の順で決定する。
 - (1) 排気量の少ないものを上位とする。
 - (2) 運転者の年齢の高い方を上位とする。
 - (3) 上記(1)～(2)によっても差がつかない場合は、同順位とする。

第25条 賞典

- 1 全クラス : 1位～3位 表彰盾
※各クラス参加台数により、表彰者の増減をする。

第26条 抗議

- 1 競技参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議することができる。但し、参加拒否及び審判員の判定に対する抗議はできない。
- 2 抗議は抗議の対象となる理由を具体的に記入した文書にて1件につき¥21,200の抗議料を添えて、競技長に提出すること。
- 3 裁定の結果は、競技会審査委員長より口頭にて宣告される。
- 4 抗議料は、その抗議が正当と裁定された場合返還される。
- 5 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内にしなければ無効とする。
- 6 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費（作業料、運搬費用等）は全てを抗議者が負担するものとする。

第27条 競技の成立、延期、中止、短縮

- 1 各クラス3台以上出走で成立。満たない場合は上のクラスに統合する。

(Cクラスを最高クラスとする。)

- 2 競技の進行が全ての参加車両に対して不可能、又は著しい障害になった時、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮をする場合がある。
- 3 本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。
- 4 競技会の延期により参加者が出場できない場合、又は中止となった場合は参加料を返還する。ただし、中止延期の原因が警報発令以上の気象条件、官公署からの指示による場合は、この限

第28条 損害の補償

- 1 参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切を処理しなければならない。又、オーガナイザー及び大会役員並びに道路管理者が一切の損害賠償の責任を免除されることを承知しなければならない。
上記内容については、参加誓約書を提出した時点で、承諾したものとみなす。
- 2 大会役員はその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任をオーガナイザー、大会役員、道路管理者は免除され

第29条 本規則書の解釈

- 1 本規則書及び競技に関する諸規則（公式通知）の解釈についての疑義は、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

第30条 競技会外での練習走行の禁止

- 1 諸塚村内外で、本競技に関する練習走行を禁止する
- 2 練習走行が発覚した場合、大会への参加を拒否する。

第31条 本規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1 本規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。

以上

※ライセンス=国内B級ライセンス以上のこと

付則

スタートシグナルの表示について

30秒前	15秒前	10秒前
5秒前	1秒前	スタート

このシステムが故障した場合は、クルーに十分聞こえる声で30秒前→15秒前→10秒前→5→4→3→2→1の順にカウントダウンする。